

三田市骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る助成対象者認定申請について

1 対象となる定期予防接種

予防接種法において定められた定期予防接種を受けたあとに、骨髄移植等の治療を行い、免疫が低下または消失し、医師が再接種の必要があると認めるもの（ただし、BCGは除く）。

※「骨髄移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）とする。

- ・4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）
- ・3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）
- ・2種混合（ジフテリア・破傷風）
- ・不活化ポリオ・B型肝炎・ヒブ・小児肺炎球菌
- ・麻しん風しん混合（麻しん、風しん）・日本脳炎・水痘・ヒトパピローマウイルス

※年齢により、定期予防接種の種類が異なりますので、ご注意ください。

2 助成対象者認定申請ができる方 ※下記の全てを満たす方を対象とします。

- ・申請日及び再接種を受ける日において、三田市内に住所を有する方
- ・申請日及び再接種を受ける日において、20歳未満の方
- ・再接種が必要であると医師が認めた方
- ・平成31年4月1日以降の再接種であること

3 再接種を受ける前の手続き（認定申請）

再接種を受ける予定日の2週間前までに、下記の書類をそろえて申請してください。

なお、助成対象者及び助成対象者と同一の世帯に属する方の課税状況によっては、審査の結果、助成対象からの除外となる場合があります。

○必要書類

- ・三田市予防接種再接種費助成対象者認定申請書
- ・三田市予防接種再接種費助成対象者該当理由書（医師記入）
- ・母子健康手帳の予防接種歴の写し、または接種歴が確認できるものの写し

※再接種の2週間前までに必要書類をそろえて、事前に申請をしてください。

※再接種の助成を利用する場合は、決定通知書が届いてから接種してください。

4 再接種に係る助成金の額

保護者が医療機関に支払った額と市が定める上限額を比較して、少ないほうの額から10/100相当の自己負担金を控除した額（1円未満の端数は切り捨てる）。接種に要した検査費用・診察のみで接種を行わなかった場合の見合わせ料などは対象外となります。上限額は申請年度によって異なりますので、申請時にお問い合わせください。

5 再接種を受けた後の手続き（助成金交付申請）

下記の書類をそろえて申請してください。

（1）三田市予防接種再接種費助成金交付申請書兼請求書

※訂正箇所がある場合は二重線を引いて訂正印をお願いします。修正テープ、消えるボールペンの使用はできません。ただし、金額欄の修正は認められませんので新しい用紙にご記入ください。

（2）予防接種を再接種したことがわかる領収書（原本）

（3）予防接種の再接種歴が分かるもの

- ①母子健康手帳の再接種が記録されたページの写し、または接種済証の写し
- ②予防接種予診票の写し

6 助成金交付申請の期間

対象となる予防接種の再接種を受けた日が属する年度の末日までに申請してください。

7 助成金の振り込みについて

申請のあった日の翌月末ごろに、指定された口座に振り込みます。

8 申請・問い合わせ先

三田市子ども政策課

〒669-1514 兵庫県三田市川除 675 番地

TEL 079-559-5701 FAX 079-559-5705

(令和6年4月)